# 寛永諸家譜

村上源氏

二巻之内

159

内閣文庫
番號 和 20199
冊數 186(159)
函號 特 76 1

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

久世

皇合

寛永諸家系譜伝

村上源氏

久世

村上天皇十四代

●奥通

久世とも右大将従一位大納言大臣

通宣

大納言　右大将

浅草文庫

清通

内大臣 右大将従一位 左大臣

久世と号す

通博

右大将 従一位 左大臣 東久世相国

と号す

豊通

右大臣 右大将従一位

某

幼少より左弾正弼と明友号す

政知関東下向の時に元服

とゝもに下野国古河に居し久世

左大史と号す後に列し侯

伯す

廣通

平七郎　二列ニ位セ

廣長

平左衛門　生國三河

清康君ニ召出サレ　廣忠卿ニ仕ヘ

大権現ニ奉公ス　戦功アリ

大権現常ニ御ヒイキ

廣政

甚左衛門　生國同所

大権現ニ仕ヘ奉ル

長宣

平四郎

永禄六年一向宗一揆ニ討死

歳二十四　法名浄泉

基

基九郎　生母同家

二男として討死歳十九

忠亟

大少保基康朝臣の父八大少輔新八郎

忠俊　基九郎　同母の弟なり

廣宣

二男郎　二男朝臣　生母同家

母は内蔵十郎が女

天正四丙十六歳の時

大權現の御命によりて大須賀

四郎康朝臣廣宣一先手

組より備

同年の長篠田勝新一百の兵を率

し遠州横須賀に奥州表お治

味方小河を渡て是をせめ

べきと数大軍をよりて味

引退時に大橋助平底を叩き
て倒廣宣を たすけんとす
時近藤武助芝四二十郎 柳瀬二十郎
神谷六平四人 在来力を合敵河中
に進れを討ん廣宣及
四人相共に鉄炮を打ち活戦術
とはなし 邊に助平を扶て引る
同六月の月
大橋現強列 田中城に出張向の時

廣宣家に先ち城乃南二丁の
橋代後本戸と破城の内に入中根
若左衛門 向坂京十郎 佐
入時敵六人 那を抜く実て
に 徒を合京十郎が左の眼を突
敵の徒心の際に知れて 雨
に 隨廣宣を
法紀列 新宣卿の
家に有て 病死
信単 ろ 是を 引きとる

故ありて為方なくして二人同城の
よし市郎　上州より逢て當度乃麿
義として賛成一義を廣宣の為
翌年六人の者是を詣参ス
強府より来り二人の者是を
賛と合ずして度申是を
同七年七月十五日天神の城下彩
川村会戦ありて大須賀康高
より首を級を挙ル三ハ廣宣

是をとり即日これを演説して
同年九月十五日天神の城下
二峯山より大須賀康高
芸を引て城中の芸をうんを
ず謀ることれを見て城中より
是よりして城中より芸を
せのたゝ我芸験地ありて
終て是とたゝ廣宣をとつて
数人を射倒を是を射通して

貫時迄矢松の末迄乃ち
城中より之れを送る
同年十月朱子を別河上村
より大須賀四人を
を遣り伏見敬義
討む康高ガ手一番七級を
ら玉一付廣宣之れを即
上申す迄也
同八年二月十六日城中より高木
の城下的場橋お張を康高ガ兵
横須賀より池田是と戦廣宣
氏江金次郎を敵助蒲沼兵義
警山伝八郎坂部二十郎等を
合首二級を取此内一級ハ廣宣徒下
より討捕る首を漢下ます也
下見をする時城の柵の内より七八百
を備鉄炮六挺より頻に
ちまとも廣宣慧を神の

の方引退打下石見ヶ崎を
ちて演打て達せ
同九年の春
大檜原高天神の城に進撃一戦
諸軍を以て攻めとうんあ
三方綱ゝれしてとゝみ一方をひらく
二月廿二日の夜城中一同に突出廣宣
が首一番に池谷敦教百人を討捕
即城中に入廣宣固辺に敦教人と
及ぶまゝ攻撃鉄の光より
て敵味方を見分後相手の士後田
木之助と勝負を決し一疵を蒙
ると以て遂に重傷を討死
高天神の城没落を聞き遠江
清蔵に進て行く今和廣宣が切
合二刀一撃に未だ疵なしと雖も故
に我諸人に代て言上せ
同十年の春甲乙氏田の氏族滅亡

を秋八月六日
大檜現甲列より入新府より出発陣あり
時に小泉氏也甲斐信濃とこうん
あり四百騎を率て帥たる武田
大檜現の先陣酒井左衛門尉大須賀
四郎兵衛尉大久保七郎右衛門尉
左馬助石川伊豆守長谷部郎右衛門尉
穴山梅雪氏川象助七頭二子修理
を率小條が陣を窺うんとする事

て著小泉の大軍山を隔て陣とる
こと二里たり敵師あり是をつく
七人の武者を拔て切入んとせ小泉
の兵これを支へ難し番部ハ第一あり
二次ハ大須賀康高敵あるゝ
数度二次ハ酒井忠次諸卒を下
知して七人の大将ひとりかたらて
欲に當七里ガ目事少人なりしく
新府にてこれを繰引と

以廣宣こ乃ゆ[illegible]大軍切あり
氏忠若沙子より陣とし
大檜坂と對陣をすること二十日餘小泉
の岳未と對こんらあ日く岳戦
あり　豆生田の砦を築同月二十七
七人の將より伏岳を設廣宣れが
謀をもって砦の動靜を見る時
沙おるあるべきの　伯あり其夜
味方の陣中騒動し大半引退廣宣

をもって四人踏出諸軍を統率する事
の時七人の内怪岳撰先手と
射田の岳を退くしんと数大軍
を見て檜戦より退廣宣亟より豆
生田の砦をせむ数ち鉄炮をもって
細射廣宣城下に寄よって大軍
の勢数八人おむひ廣宣と突合
此時味方お撰数これを見て引退
廣宣是を追ひ野中六右衛門

授紀別者宣卿の
家よりて病死
合廣宣を
として右を顧みて野中を
鼻骨を突振むふりを又右の
の根を切沢山の眼の上
ち居ち突落し上よりかき
切切付廣宣右のもみく野中
が後の髪をとらまへ引合其後右
のもと後を切刀を振野中是をみて

後に立て引廣宣これを逃右
と登又数一人後跡をうまへ右の内
竹ち一二刀を傷是を廣宣が
脚の下をとらへ久代来が脇に打
貫て倒伏廣宣かつみず敵
逃く塀の内へ又数一人後を
切て廣宣をけんかを附後を
りすて持右の刀をとりて
すく後に元ひこれとそうに

敵実綱一黄橋を渡り
口より左右乃きてより伴乃
を以時敵起こく廣宣に発もし
敵刻和戦とゝ以どと面乃底ち面
なるまて眼明すすあ左右の下
一退少代来も死せすく敵
もし前とあくすあく敵引
退廣宣頻に伴乃敵を追又敵一人
廣宣に出せ出たるを是

と討く首を城内あり時一子作
騎の号競来味方菅沼兵義敵の来
とうこゝ柵に入て打そん
とを廣宣八数ケ所疵をうあ
あく敵の備に入給さるく若
るとすハ討死せんとゝ兵義是
を竹すてゝ引たるまりて堀ちき
ひ来明ちさてこれとそれで味方
ち廣宣こゝ
れちち

大檜現の由来は一条一討死の貴賤
誠に廣宣源氏と負まして大小様
沙汰つかれを抱給父内府十左衛門
廣宣が左右とうち捨て候を
大檜現石川伯耆守と名乗
廣宣が父尊右衛門尉と若
年みく討死を遂れ祖父平左衛門
にみちちのこまひ感悲なず
ひくてけるとも清盛の業を廣宣

う鼻の底よりけ一番又弁科山中
上林を石廣宣が鼻ちちちにに
癒治をくくへきの首 給ひる
同十二月尾刑小牧教まくく義高と
大檜現清盛の御四月乃ち義次義久
多新ち右ちて
大檜現大須賀高久人を命じて
機をみく戦を決せ心廣宣が
塩流ち石弱ちち義次の陣

弛向恵軍いまだ着せず味方小勢なり
擬議してまゝます廣宣是をみて
うけ馬より下居士ともに馬より
おりて秀次の芸をうけおさんあ歌の
右より出芸をして鉄炮をとり
うむ三間より投槍悪手数の芸卒
より山より下鑓を向廣宣これを
みて勝軍と呼諸卒より下知
競すむ秀次一軍もさゝへずして

迎ちうそく廣宣此時白き軍扇を
地に員是恒より下知をうけ
同年六月
大檜現鱠江の城を攻方を請て廣宣
和せあはせありて移骨を畫を澄川
降人とり城を海く海
同年秋秀吉の芸樂四まあり芸
殺一宮より味方の芸をれを過て

らんとて備を立てて地もひ
一戦利なくして引退廣宣疱瘡を
患ひしかども是を少得ちて也
もひ退来数一人を残その前をと
ーとよくすちく成
同十八年相州小田原陣の時廣宣及
坂部二十郎をめ箱根の二子山よ
のぐせ敵の手を察せしむ敵人是程
多を率て嘗しのぐ前後共に

見分是を書上て小田原乃城代
せもの時竹米をつけ畫取形骨を
ぬくを亂雄の仕
大権現より上総國横田村二百石乃
地を給ふ
寛永四年の月十六日関ヶ原陣
乃時
大権現廣宣并坂部二十郎をめ
所々備の下知を仰付られ廣宣ら

相とゝふ　後にいたり広久寺のごとく
もべしゝ又ゝふ清備の堂をいとんが
せん　後ゝ二町と二町との間　夷人
是みたくるひしまきるこゞひ
これを謀べしとのゝまふ
天正より変化のゝ
廣宣が戦切回友海老左衛門是
を与彼者今井宗掃部頭が許ゝ
ゝ書ゝこゝ後ゝ同往貴廣宣が治

ゝ合せこゝを与ゝ
同十九年大坂清庫の附
石流院殿ゝ届しそまつる大坂の
長城の東略野口の堤二二箇所ゝ
柵とつけ陸奥の長を是をもしむ
石流院殿廣宣と坂部二十郎と
め　後ゝ伸の柵と破敗を過ゝ
ゝんつと容易ゝべきゝ夷人巡見す
べしとのゝまふ夷人是をみゝ敗

をもうりんとたやをもるべし 堀乃
との敵と味方の兵と進ときハ則射場
の兵をもう又堀の底乃下より兵
して鉄炮をもるべしめば城より
攻兵を急ぎ進云ふ
怪兵を深らまバ敵人こ我破へし
ちれども味方又右べきの地工ゆず
若是を破らんとせば今東兵をもて
兵をやつしむべし味方の大軍ハ

ゆ
あの時ハ仕寄よりくべし敵
兵を見付るすり引退んとす
案乃ごとくこ東敵これを捨て去
元和元年大坂乗込の用ゐる
名古屋殿須奈ゆ陣とら張ハ聞る
早天より敵八尾表へ出ると告時
ゆ廣宣及坂部二十郎右衛門二人
をもり敬堂和泉守井伊掃部頭が
許へつかり
仰よいそく様とそ

合戦をはじめんとて三度いまゝ
ゆきつゞかるまゝに合戦已に畢ぬ

同七月

石洲院殿八尾乃城に御籠城被
遊ゟ御出馬ありてみゝ〻廣宣ハい
く〻今日敵を手を御きめ時
なり志るるゝ以〻〻大軍を
御出馬不切のいくさ有り合戦ハ大
利を以ら勝きさよしを言上をたり

ぞさく是をうけ畠山と菜摩山
と一里の間たゝ一重に備を立城き
の陣ハ皆雑兵ふゝく根本乃備
なりたやすく〻やぶるゝ組敵
日乃暮を待急ぎ一戦をとゞめ
ら勝きさよしを言上時 仰ようて
廣宣と二十郎と菜摩山の方へ張
陣ゆき一戦をとゞめきさよしを
注げ廣宣急ぎ池田市合戦乃朝

先より市場を寄らるべ[illegible]こと無
対馬守をもつて仰旨を達せ
台徳院殿御代馬を寄らる廣宣院
先年より新法幸より知るべき
のよし　織田信長公より御即日大坂
滅亡
同年
将軍家より謁
同年の秋

台徳院殿より下総国海上郡矢作郡の内
[illegible]二千石[illegible]
同二年
台徳院殿より同国結城郡の内二千石を
くだされ[illegible]
同二年芝崎之十人を新給
同之年
台徳院殿御上洛あつて京[illegible]
ます時福島左衛門大夫罪あつて閑居

せられ候ハ福島江戸より廣宣
及二十郎をもつて急ぎ江戸より
下向福島より異儀なくして桑
下野守松平式部大輔右京亮
京上源四郎等武州ハ女人下知を
以諸軍せ引きよ給を
叶ハ出羽の養子二通清左衛門
下ハ女人江戸下向
諸侯の命を待牧野右馬允長房

上之の旨を
志摩守をもつて福島異儀をなす
福島より達て越後國へ
なす是よりて越後國へ
懸命乃地を給ハ
同年の暮与力の給として上総國
大多喜領二千石の地を給ハ
寛永二年二月十九日武州江戸
よりなく病死ス六十六
法名日泉

正次

大久保二郎　生國二河　廣島と同

母乃兼父ハ大久保四郎右衛門

忠吉

忠卿

大久保檀那系　民部　生國同家

父義ヨリ同

ちゝめ

名淑院殿ヨリ法名ヲ

ありて去今杉本安藝ヶ家ヲ

廣嘉

山二郎　二四郎　生國上総

母ハ奥原日向ヶ女

寛永十九年十二月御列大坂陣

所ヨリ

名淑院殿ヨリ法名

同年武列ヲ

将軍家より西渡しまつる
元和元年大坂再乱の時
台徳院殿より伊東清兵衛乃ち
出羽守大坂軍中の事状
始末あつて下総国より出羽
修理を召りて出羽小姓組の書を勤む
同四年出羽小姓組の書をもされ
父が役職を見るべき旨 仰
うけ出羽父子かたらて
これを清むむ
同九年
安藤対馬守の時父が与力五騎を
率て伊達
寛永二年四月父が遠江の石垣乃
修地を預りて与力十騎足軽五十人
をあづけらる
同十二年
将軍家光仰よりて四役を行ふ

彰より毎月二十四日強盗怪而人を殺害
大夫清門書代りとも

女子
母同 大久保荒之助忠當が妻

勝宣
作十郎 生母石田氏 母同
坂部二十郎 廣勝が養子となる
元和元年大坂再乱四月七日合戦
の時敵一人を討捕 後又敵と戦く
討死 歳十四 法名宗實

女子
母同 酒井作右衛門重之が妻

廣之
二之丞 大和守 母同 生母武蔵
元和二年九歳にして初て
名城院殿へ
将軍家へ謁
寛永元年八月十

将軍家より御小姓
組の書院つとむ
同二年四月光二郎廣尚父の家
督を嗣で廣尚が四千石を廣之
より給ふ
同四年正月御膳番の役仕りつとむ
同九年十二月御書院番を仕りつとむ
同十年十二月中奥の御番を仕りつとむ
同十一年六月御小納戸乃役を勤む

同十二年十一月　御命をうけて西
国へ歩行の役を勤む
同十三年十二月法印位下り叙
大和守に任ず
同十四年十一月御小姓組の番頭を勤む
同十八年八月紀伊国和歌山城を受取
四万石上総国鶴舞藩
大名に成り

廣綱

檜垣助　生國紀伊

實者大久保民部忠世の子なり

幼より廣宣の猶子となり

寛永十一年十六歳にて

將軍家より御書院番に列し

同十四年病切末と称す

女子

母は井上主殿頭の女

廣重

松平能登　母は一同生國武蔵

廣賢

也助八母同　生國同所

家乃紋　水乃内　墓は寛永二年

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

小倉

墨合

村上天皇十一代

雅家

小倉正二位権大納言兼雅卿也

女

宝治二年正月廿日従二位に叙し

右中将に任ぜ兼四位の侍給ひ

三十四歲

同月廿三日権守成兼

天長二年三月廿二日参議右中將

ホと辭し即位二位小紋義化

權守に任ず

文應二年十月廿四日皇宮大夫を兼

弘長二年七月十六日大夫を辭す

同十一月廿五日辭退して男右中將

師親に讓りて左兵衛督に任ず

即位二位に叙す

文永元年十月 後嵯峨院御飾を

蒙り辭退せしかども同月

初參す

同十二年三月廿七日薨す六十

一歲

師親

正二位 權大納言 檢非違使別當

母ハ参議藤原朝臣の女
弘安二年十二月廿日従三位
叙セラレ内蔵中将同右少将
還任セラレ又乃郷権大納言ヲ辞
表事ヲトヽメラレ
文永四年正月廿日正二位ニ
叙セラレ四月十日別当
右兵衛督ヲ兼ネラレ
補セラレ
同五年十一月廿八日権中納言ニ
任セラレ
同年十二月ニ右兵衛督別当
補セラレ
同六年三月廿七日参議ニ任セラレ
九月四日従二位ニ
叙セラレ十月日
勅ニヨリ帯剣ヲ授
同十二年二月廿七日父の喪ニ遭
七月廿九日復任セラレ
弘安六年三月廿八日権大納言ニ

仙洞

同七年正月十二日 権大納言を辞

同廿日 右衛門督を

同十一年九月廿七日 亀山院御崩御

ゝ ゝ て 仰親俊 裡相並例ゝ

法名覚圓

嘉元二年九月廿七日 薨去

六十一歳

仰童

正二位大納言 検非違使別当

正嘉六年 右兵衛督 従三位 正月

十二日 正二位 叙

永仁二年十二月廿四日 参議 仙洞

同二年十二月廿日 権中納言

仙洞

同四年十月廿四日 左兵衛督 兼

同十一月廿日 使別当 補

同六年春従五位下正月ニ
従二位ニ叙ス同二月ニ内蔵頭ヲ辞
ス
同七年正月ニ正二位ニ叙ス
軌元元年十一月ニ正二位
権大納言ニ任ス
嘉元二年九月ニ薨賜ハル
同十一月ニ除服ス十二月ニ職ヲ
辞シ翌正四位下ニ中将親房卿
ヲ以テ左中弁ヲ中ス但今度
大納言ニ任ス
延治二年七月ニ出家ス 法号勝院
法師ト称ス 時年十八歳
法名源覚 二十八歳
元亨二年正月十二日薨ス六十二歳

親房

従一位 大納言 准大臣 南朝ノ部

母は入道右大将隆重の女
永仁元年六月廿四日従五位上に叙す
同二年正月五日従五位下に叙す
同四年二月十五日正四位下に叙す
同六年四月廿二日従四位下に叙す
正安二年正月五日従四位上に叙す
彰院の沙汰給
同年閏七月十四日兼帯大蔵卿に任ず
嘉元元年正月廿日右大将に任ず
十二月十五日正四位下に叙す
翌日右中将に任ず
同三年十一月十八日検校を兼ねる
徳治元年十二月廿二日右中将を
任ず
同二年十二月五日を辞し弾正
大弼に任ず 移後引居 弁に加ふ
服を除す

同三年十一月八日従四位上に叙
弾正大弼ゝ
延喜二年十二月十七日正二位に
叙す
同四年正月十七日兼左中将に任ず
明日弼を止備前権守を兼
同年七月廿日左兵衛督に任
使別当となる
同十二月廿五日権中納言に任
別当督ゝ
意義二年二月十四日別当督を止
八月十日従二位に叙す
文保二年八月四日中納言正二位に
昇す十月廿五日右京和院の別当を
補す
元亨二年正月十二日父道師重卿
喪に遭ひ祖父の命にて喪を
重ずるの儀にあらざるもし

上旬の中納言を三月に除服
おせの宣下あり四月に左兵衛
督に補す
同年五月に検校の別当に補す
同年六月十日に検察使を兼
正中二年正月七日内教坊の別当に
補す
同二年従一位に叙す大納言に任ず
検察使並院の別当如し

同年二月に検察使を辞し恩顕
家を以て右近衛中将に任ず
嘉暦二年九月権大僧都法勝寺上綱
元徳二年閏九月十七日太宰帥世良
親王の事に付て御家を
二十八歳法名宗玄後准三后
職原抄玄々集 古今抄 神皇正統記
等の作者

頼家

従二位 権中納言 征夷大将軍
陸奥国司
正中二年二月の頃 右近衛中将
従四位
元徳二年正月十日 正四位下
叙 十六歳 中将 兼 義人頼 を産 元亨元年 左中弁

同年十一月の頃 従二位 叙 正安二年六月十日 弾正大弼 を兼
同八月の頃 陸奥守 を兼
同年十月十日 正二位 叙
元弘四年十二月十日 従二位 叙
勧功の賞 の事 建武年間 の頃
十七歳
建武二年十一月十二日 征夷大将軍
二成 時 十八歳

同二年二月二日右兵衛督に任ず

同四年二月四日使別当となる三月

二日権中納言に任ず

同八年五月廿二日叙列侍従安部

野[illegible]の利治部大輔尊氏

卿の会とれ義討死時より廿一歳

顕成

親成

顕信

春日左少将となる

信親

守親

親統

顯統

正二位權大納言
南朝に法へ奉りて事ハ
とゝのゝ事なく軍功あり
故に伊勢國を給りてゝ伊勢
の國司と称す後子孫元服の時ハ
天照大神乃清前に是を
おこなふ

顯雄

唐雄

顯泰

正二位權中納言
伊勢一國并に和泉の内宇多吉野
郡を領せ
意永六年大内介義弘謀叛して
和泉堺の城に籠る時に泰院
義満是を誅せ給ふ天下

の兵を率て自分八幡山より陣とり
十二月諸軍八堺乃町より攻入義弘
百度戰場をくづし此時顯泰父子
手勢二百余人を率て義弘が兵と
戰ふ是左内左衛泰討死也扨味方
乃兵敗北を顯泰東野より敗軍
の兵を集めて備を人を整ふ跡
ありゆきくに合をとりて食夫
蓋をとりて旗持を城中へ

顯後

地入力戰大利を得ら此軍功ア
りて伊勢守殿中國近江の内甲賀郡
を加給ふ是小畠の家天蓋とり
て代〻家傳の馬符とも

本造と号て二位

## 俊通

早世

## 俊康

正二位 権大納言

実は権大納言顕泰卿の子なり

俊通早世の少へ顕泰の男をもりて

末遂の家を継がしむ

嘉永四年正月廿五日正二位に

叙す

同年七年三月廿九日正二位に

昇る――右家系

## 康玄

切紙院 祇園の別当

持康

正二位權大納言

寛徳四年四月二日薨

教親

従二位權中納言

寛仁二年十月二日薨

四十五

政宗

従二位　參議

永正元年七月十九日薨

法名宗盛

俊成

従二位　參議

天文二年十月廿四日薨

九歳

具康

法四位下　左中将

女子

松殿二郎兵衛尉の妻　本道の源城寺

の母

元亀元年より源城寺ハ還俗して

澤川左近将監一道一ノ屬一

家僕となり澤川三郎兵衛と

号す　後ハ明業下総守雄利

と号す

具政

法四位下　左中将

実氏小倉時具が二男なり具康

子なりしく本道の家後んとして

二乃丸より四郎兵衛時具

が二男として家督を譲り
天文年二月に
お都を

長勝
大膳

長雄
太郎亮

長重
掃部亮

長之
角兵衛

満泰
左近将
慈永六年和泉守に
義弘と

戦討死を

## 藤雅

左中将

兄藤泰は和泉守にて討死を
次男後康は木造の家をつぐ 故
三男左中将藤雅伊勢の国司と
なりて伊勢一国伊賀半国和列の
内字多郡 宇陀郡 江列乃うち

甲賀郡を領知をはまく義藤
より諱の字を給ち藤雅と称を

## 教具

法二位権大納言 伊勢の国司なり
号を
菩提院義教僧の字を給ちく
教具と称を
宝徳二年参議 右中将に任じ侍を

同四年正月従五位上に叙す
同年三月廿八日に辞す
享徳二年十一月十八日正二位に
叙す
康正二年三月廿九日権中納言
に任ず
同三年三月廿九日正二位を辞す
長禄二年従二位に叙す
寛正二年八月権大納言に任ず

文明二年二月廿二日薨去 四十九歳
好むところ和歌を好む人 勅撰の歌
贈太納言 従二位右中将
贈別大河内の城と云ふ 国司
の改称と葬儀 教具本遠の罪進を

あきこ[illegible]あり[illegible]顕雅を大河内
の城主とす[illegible]を[illegible]国司北
代とも故[illegible]子孫[illegible]あり[illegible]を一門の
中智[illegible]を[illegible]びこれ[illegible]
以一流を大河内と号す
天照太神の御前[illegible]くし国
司元服の時顕雅ハ前馬[illegible]
[illegible]を[illegible]大河内代々神前
[illegible]下馬せ[illegible]

嘉吉年中より[illegible]

## 政綱

正四位下　右中将　従三位　政具
長禄四年正月廿日任之
叙[illegible]
寛正五年十一月廿五日任下
叙[illegible]父教具の孫[illegible]国司
[illegible]慈照院義政より[illegible]の字

給り改異と称し
賞として馬和歌の道を嗜み養
家綱の馬異人会し賜物也
文明八年正月従四位下に叙
同十年八月十七従四位上に叙
まして正四位下に叙
永正六年従五位
同年十月二日卒

親卿

従四位下左中将 後親父と改
顕雅の跡を継ぎ大河内の城主と
なる顕雅の男子あるとして国司
断絶の時大河内より相続故数異
の二男を大河内と号し枝親元服の
時親卿前馬頭 京

枝親

正二位権大納言神八具方
文明八年十二月廿六日叙位付
九歳
同十八年四月十日右少将従二位
叙し奉る 具方と号す
長亨二年七月八日従四位上
叙し奉る 一歳

惠林院義枝より諱の字を給り
枝親と称す 正四位下に叙す
従四位下に叙す 右中将従二位
明應四年正月廿五日従二位に叙す
文亀二年八月廿六日参議に任ず
右中将のごとし
永正二年十月廿五日正四位下に叙す
同二年三月廿八日従二位従二位に叙す
同四月廿五日権中納言に任ず

同四年十月十日正二位に叙す
同五年父政の跡をはぎ國司と
なり武蔵馬和歌の道をたしなむ
同七年九月十六日権大納言に
任ず 従書の養あり
同八年三月二日膳所の所労危急
前後をわきまえず故に飾を
落髪す四十四歳同六月日喪を發
す

## 略具

参議元八親平 又具國と改む
永正七年十月十二日叙位所々
親平八歳侍従
同八年父牧親の跡をはぎ國司
なる
同十二年十二月十日従五位上に
叙せられ具國と号す

同十五左中将より付て万松院
義晴より諱の字をまゐり
晴具と称し和歌をしなを
上総書の巻をつかはし又号馬の遠志
をもつて
大永五年正月廿五日従下二位叙
従
享禄二年正月廿日従下二位叙

同三月より参議より付て左中将
ものぐし
永禄六年三月廿日ゆるして
右衛門督従五位下
同年四月十七日薨去六十一歳

異教

正二位 権中納言 母 細川
右京大夫高国女

侍従の間可令申給旨
親王乃清涼殿簾前を給り代々
是を勤仕
天文六年六月廿日叙位十歳因
廿六日侍従に任
同年左少将に任
同十四年二月廿六日従五位上に
叙し同廿八日左中将に任
同十六年二月廿六日蔵人
任
同十八年二月廿八日正五位下に
叙
同廿一年二月廿六日従四位下に
叙
同十二月廿八日参議に任
左中将如故
同廿二年正月廿六日従四位上に
叙

同廿三年正月廿四日従四位下に叙せ
同年二月廿四日大舞をこえて
昇進せ帝代の例なり檀中納言
に任じ従三位に叙せ
弘治二年八月廿四日三位に叙せ
堂上弓馬兵法和歌の道を嗜み
知略勇謀万人にすぐれ民政
おさまり国を治建武より今
に至まで八代三百余年に
なり

一族に卿弁の良将門を
あつめ鑑を法とし織田信長を
近国に振と雖ども器列さるに
こゝにおいてわれ
永禄のゝため異教一族に未造
左中将具政の家僕に
二郎兵衛と云あり乃弁
二郎左衛門巳が分を弁へ
君臣の義を忘れ法に

て日乗谷を焼くして木造し
源城寺と云ふ曹洞の僧ありかの
僧は松梧三郎兵衛尉が子なり
木造具康が姉の腹にまし
の僧才智ありゆへ三郎左衛
門信長還俗せしめ滝川
一益を遣て伊勢国を攻人衆
関を取らば滝川
滝川よりひくべしとなり

滝川大小ともに源城寺を滝川
三郎兵衛尉と号し十人の扶助を
授け三郎左衛門より八人の扶助を与
永禄十二年正月十日信長滝川
三郎兵衛尉松梧二郎左衛門つを書
を以て南伊勢の国衆組に為
手合せ敗北を滝川の去年
義を金石に比し地蔵信長の
兵利を以て当てあてゆ

同年秋八月信長又義治尾張国
乃谷と数瑠別に入り其数多記
の城にあらこもる大河内の城
加瑠のあ身谷と数て大河内と寄
同年秋八月より谷十月にて
まく毒国の谷をとりて大河内
乃城をせむれども其数大国の
武将なりあるに城中居せざる
又城中より深をうりひ和討を

おし一数乃毒国乃谷に進拂
信長谷をわくこめんとをわれも
るをもず進退こてうきまする
拓植二郎方来るよ矢ふく
を城中に射く和を元長文よ
いたく其数多気の毒城を去国
国二郎が国ニ郎が楊信長より
二男茶筅清曽司を贄とす
こわをけるべし 此儀

同月廿八日今以後異教
小弟にて修法堂建立あるべ
きのよし起請文をもつて
盟べき乃ち矢文小の城
中に投ぜ盟約成
同十月廿七日盟約成
文をもつて
同十一月二日次男義元法曹司
僧となりて沙門ゆく
十二歳拓植三郎左衛門が嬢子を
乞ふあり父が義をもつて沙門
雲津川のほとりに殺す
同十一月十三日三浦の古城を修理
ゝ同十二月廿八日是より
元亀元年に異教赤松四十二歳
同二年十一月異教義元出曹司
を養子として十六歳三位
具豊と称す者の女をもつて

具豊より嫁し国国府国より移りて
嫡男左衛門将具成所望よりして
具豊と国分ありて具教を大内所
と号し具教を中内所と称
具豊と清水所と号して瀬川
三郎兵衛松植三郎左衛門が罪科
免具豊家僕として別の制法
皆具豊のもとにひかる具教は
三瀬の館より勢居して

天正四年十月具教不例よりして
三瀬の館の内山里小篠居しく
病癒を保養して警固の武士も
和のごとくあるべくと和睦ねがひ皆
さうなく人をくるる瀬川三郎
松植三郎左衛門陣をうかがひ苅野
左京亮を先鋒として国を十一月
廿四の早旦より鈴の渡の城を越
山里丸より攻近く呼より具教に接

童子二人、山内元俊と云道世子
士にて元俊朝日を取りて土産
の為にお荷野左京亮甲冑を帯
したりし元俊忠吟味
旨を告具教是を聞太刀并刀
の丹を持みさまへ丹をとて
皆刺しそまと長刀をとれて
これもまた持たれしと長
口を小脇よりけお二百

余人の寄手具教乃勢ばみて
城石垣小ともを云を皆敗軍と具教
大吉新城あけ寄手へ向て
曰少人甲斐なき右ぶもふ
そもそも鬼神なるもくしも
具教一人小くなる得とするの
あるべしと勇気を振寄手い
よく進元を瀬川丹野拓植
等三人を捕まえて吹元を

先鋒の兵進せむる者具教方
をもりて突ふかく十九人迄
が底をかくあるを百余人あて
ちつくをうをうをくをて
具教七尺あまりの石垣乃うへ
にとびのりて我方をうまへ
ともをすかしこれを矢倉
小のりの天正四年十一月廿九日
歳四十九ふくりを容を討

同朋百河弥をもきうを仏殿
矢倉より火をかけ同り容を焼
焼の者ども火をみて驚き向
意討死を以が田丸大河内木造
等の諸士もまくに討死をして
よをひくに滝川二郎信雄荒野
左京亮松梅二郎信雄滝川
一益をもりくに具教城討うう
ありむきを行ふ長一奥方の

賞を受といへども信長怒諫文
を出されしかふまこと彼りの
為に公義をもつて遂不思
賞しあつて具教逝去後
具教塚別長島城に移る後
清洲城に移る名を信雄と
あらため氏を織田と移せ

具親

宮内大輔 作者未詳の女を聘
てもつて面部具福の乃別尚
東門院の僧正ろ
天正十年に還俗
同十二年塚別に成て
戦功あり是より後
國東寺小倉に信雄塚別
授
二千石の地を

女子

大河内具愛母

具成

妙相

天文廿二年七月廿日侍従ニ叙セ

元亀二年七月廿日将ニ任セ不官

ヲ辞シ進セス

女子

蜂須賀治部太輔敬賢

妻 星合采女正具春ノ母

元和五年七月十四日死セ

法名清春

女子

田丸中務太輔具安ノ妻

女子

和州吉野飯貝門跡の妻

飯貝ハ本願寺門跡の才子

女子

摂州枚賀島城主津川玄蕃の妻

女子

関大臣信雄の室越州大野城主

参議秀雄の母

文禄元年七月ニ尾張道場

ゝく逝去法名天恵

親忠

正四位下左中将大河内の城主ニ

時昊元服の時親忠ハ前馬ゝ京

星合の城主ニ彩房ハ後ニ

家

大永六年より新家

新庫

相中納言高信卿武部大輔
より度里合の城へ居を
後大河内の城を攻るの
永正年中鄙列里合より新地をか
へ新庫是より在住し里合に
居を国司源大納言秋親新庫を軍
勢を国司家伝の大義の馬符
を授伊賀入并に甲賀の勇士を与力
して不日に軍功を
励し底数多所を是より
して南伊勢の内矢野里合生津
村松伊沢大淀等の地を領
国司伊勢太神宮社家の附強馬
おくれたるよりこの前馬は

大河内親忠後嗣ハ皇合彦房ノ
是ハ皇合の家　大神宮乃
前ヨリ　ヒキ下馬セラレ
大永二年十二月十九侍従ニ
任ス
同二年十一月ニ右少将ニ任ス
同六年光大河内親忠死ス
ヨリ　初彦ヲ以ヨリ彦房大河内
乃城ヲ移ス武蔵大神と号ス

親泰とあらあ男具種ヲ皇合乃城ヲ
こうす
同年親泰国司家の政務を元おこ
亨　孫二年参議ニ任ス

具忠

右中将　弾正少弼
習列田乃の城主となる故ヨリ田乃と
号ス

天文二年正月十八日従四位下ニ
叙セ
同廿年二月二日右中将ヨリ任セ

奥女

中将右中将　従四位下　右中将
勝別田地の城ヲ領ス
元亀二年七月右中将ヨリ任セ
天正十年勝別ヲ賜ハリ信別

川中島ヨリ拾七百石ヲ賜ハル
奥別　会津ヨリ移ル　病死

女子

小淵民部　左衛門ノ母

果

芸庫頭

孝縁

僧正南部興福寺別當東門院

奥禮

参議長門守元ハ奥房

大永六年父彩房が跡を継ぎ

皇命の旨を奉り奥禮

を軍勢の大義名分の

符をさゝげ伊賀甲賀の勇士を

手力を以て軍功あり

当伊勢の国矢野里合生庫村松大

定伊沢横瀬等戦知を以て譜代字

を給り奥禮と号す

天文八年十二月二日従之上ル

紀

同九年正月従下ル紀

同十年二月二日従之上ル紀

天照太神の内宮に国司奥敬

元服の時前馬ハ大河内親泰 後馬ハ
星合具相なり
同十四年正月廿七日参議に任
元亀二年十一月朔日卒
法名天雄

教房

又十郎 侍従 母ハ 畠山義藤
の女

天照太神の末裔なり 国司具成
元服の時前馬ハ大河内具相 後馬ハ
星合教房なり
天文廿二年星合の城を出て国司具教より諱の
乃字を給り教房と号す 氏ハ小留
うちとゝも祖父教房を慕ひ
星合の城を去て坂より星合と号す
公卿国司家来より星合 在京

いまあらしまの合のしたより初る
ものの末葉法華経を散乱の形
一流八部の中の異合の枝葉をゆ
さぶる
永禄六年七月十九日辛酉歳
井上法名天清

女子

正親町院伊勢守

妻

冷十郎

早世

奥泰

妻女正 元付勝義 童名亀寿丸 生国
伊勢
実ハ物部左大輔教貫ノ二男
なり 母付伊勢ノ国司 檜中納言

具教乃女
永禄之年嫡男教房卒去仍
皇合の家断絶より同十年具泰
一歳にして祖父具種が養子となり
皇合の嫡孫に補し天正皇合大淀
殿を始め代々家督の名跡を受
しかるに幼少にして諸侯の将
教賢軍代を以て
元亀二年十一月具種卒去仍

具泰大河内より相沢祖父の遺跡生津
村相大河内諸領の地を加信して
天正四年十一月具教逝去仍具泰
四地大河内を去て和列右衛門輕
居也
同十二年尾州より織田信雄
より信雄の内室具泰の伯母
なるゆえなり
同十四年信雄の嫡男兵部少輔秀雄

又小姓頭となり
文禄四年秀吉の命をうけて秀雄
の部老となり京都より摂津国川辺郡
清勝村を知行し大坂に勤仕
京伏見住居の後として河内国
百頃寺村二百石の地国分志村百
石の地を給り秀雄より八越前乃
国北国牛原海道巻の地代
給ふ

寛永五年上杉景勝謀叛の時
東照大権現清洲進発ありて野州小山
より陣を張給ふ
石田治部少輔三成宮ノ陣を出給ふ
是よりして信雄秀雄父子幕下に
属せんとの奥泰乃村彼方に助を治
とつゝ一言二せむ奥泰堂治れ列
小田原よりの清信雄の家臣飯尾草右
が先陣来りて石田三成と戦ひて

謀叛を企てしを告げ是よりて
酒匂の宿にて二人相議し
ていく一人は関東に注使命
を達し一人は上方の軍事
を謀べしとて具泰は上方なり
あるゆへ幣地を重治にさづけ僧法一
人をそへ宇津宮小弁しめ具泰酒匂
より険難をこえ上にゆく途列
掛川より山内対馬守在城佐野乃人

とゝゞむ具泰のりと対馬守敵岩田
平義をうちゆへ
大檀現をもとめ
石淵院殿より右の旨を岩田に
岩田氏旨を対馬守に
に家人を添袋井の宿まで送る
具泰が僕法をも掛川のこし参列
吉田より船に乗り駿河
大神宮に詣し舊地大内に攻

一古卒を賞大坂小動りて信雄
まゐり信雄のいとく家臣あるく
二成が賜と為ゆゑ信雄とくしめく
大指現と報しりんとをれども
あくて先をきそふ者右節をつく
さんあゆゑのうを治とたを
具泰がいとく志の命誠と神妙
なり則具泰越前と徒秀雄の場
と率吉木紀伊ちをくさんと大谷

刑部少輔と討捕これとして秀雄
の右とうさんとして即席をうて
越前にしむく刑部少輔ハ上
洛をあ吉木同浄の迎急をとく
ゆきあゆ具泰これを知らんと
すとゆんども大谷が注芸と遮陽ら是
志をとろうとをえそして大野
にりりて秀雄をもめ加列
大西ちよりもりてこれ

たること、時に大西丸没落せ利長兵を
収るかゝる
同年秀雄関東より往く武州浅草に
より鷹狩をして奥泰ことれに立てさうと
同七年秀雄浅草よりひく
石清院殿より参詣し山年ゝより出
来こと結と称し奥泰又石ゐうれ
詣尺しうてまつり
同十四年秀雄出去のと駿府に
なるく如何作法
大樹現の石禮より達をとなる 作り
いくく時ゝ山器道の作が言とり
て奥泰が行法ときくこと回まり
石ありて死りいろまそさうそ
是石田二成叛逆の時南家より出
ゆくもとくく
石清院殿ゝ作しむべきたり
と御命あり如何作法を先を待

同十七年六月十七日
右浦院殿を毎年ゝ年忌
二月廿日切米五百俵を給ふ
同十八年常陸國小田ゝ
外他ゝ六百石を給ふ
墨田左京亮左衛門尉
謂ゝ奥泰信雄ゝ
外他村瀬左馬助ゝ
右を給ふ又村瀬ゝ

今村瀬三ゝ石を外に奥泰ゝ
十六百石を給ふ佐渡守是
を受ゝ他日ゝ代官を
言上ゝ是ゝ
事遲滯ゝ
大樹現薨市ゝ佐渡守死去
この外ゝ他を
同十九年大坂安藤帯刀
安藤對馬守重信ゝ

元和二年同六年内藤清信
同八年永井右近大夫組ヨリ
出書院番を出シ申
同九年内藤清信宿割の
役を つとむ
寛永元年右番大夫組ヨリ
して 出番を出シ申
同三年内藤清信の同役宿割
の役をつとむ

同九年
将軍家ヨリ出シ給フ書院
番を出シ申
同年出番を出シ松平右衛門
ヨリ成て寄合組ヨリ
同十六年四月七日病死
七十二歳 法名栄典
教賢
堀江治部右衛門 お将 元付藤方

生國伊勢　母は近江佐々木義茂が女
義茂ハ新田義頼六世の孫なり義頼
に二子あり嫡子ハ越前國住人
居て二男ハ同國にて居る故に
嫡子を近江と号して義茂が祖父
義賢と申す　細川澄元
大河内親はしれもこの
に大河内の郷居とする
教賢實ハ畠山尾張守義慎が二男

なり嫡子の名ハ畠山尾張守
なり母の氏を取て近江と
号して國子具教卿より諱の字を
給りて人名方と改て教賢と号す
永禄十二年澄元方組して
軍忠をぬきんでる
同年大河内郷城の河軍切あり
元亀二年具教具体が主を殺
そとして幼

教貫を軍役仰せ付けらる

天正四年十一月廿四日異教逝去の

時教貫伊賀国より信州初刈

右野へ御帰陣是ゆへ

とゝ申しかゝ様につゝくそ

寄長十四年四月十四日辛丑

歳八十二法名宗泉

## 教忠

堀江弾正忠家利

寄長十七年四月十五日病死

六十二法名常雲

## 教勝

堀江久右衛門尉　法名家林

## 教光

堀江忠兵衛尉　法名宗林

寛永六年正月八日死去
六十四 法名玄真

女子
安達義清ガ妻

女子
石塚孫次郎ガ母

具枚

伊藤右衛門 童名虎助 生国越前
母は飯尾源左衛門ガ女子
具枚母 累源院殿の清濃代ムコ
祖父源次郎信宗織田信長と後年
小ノ丸信長の妹を娶
濃井城主ニ成る 後没落の上
累源院殿弥右衛門ガ計
畢と成り 光を以て

是ニ付きて奥牧幼少より時く
奥方ニ成りしを
右法院殿
将軍家ニ奉しらせまつる
当長十九歩大坂陣の出ること
是山より
右法院殿ニ法人ニ成まつり
父と同伴す
同廿年夏大陣ニ父と同伴す

同年三月ニ
将軍家ニ奉暇
元和九年
右法院殿清上洛ニ伴す毎度黄金
帷子白羽織ヲ給ル
同八年ニ寛永六年ニ成る
まく下ル清蓮野の伴を勤
毎年長服を奉
元和六年十一月廿八日松平右衛門定

紙を命じて

同七年正月ニ日より清書を勤

同八年日光清祓を修す

装束を改む

寛永二年九月二条の城へ行幸

乃時儲の出雲の書をとりて献納

進献の役を勤む

同年十二月廿七日切米を定

たまふ

同四年十二月廿二日

石清水の清祓をすゝめおこなはしむ

しけるに悪言をもつて且装束

を改むを大井大炊頭利勝是を

うけ給はる

同四年日光清祓を修す

同七年二月廿日出納戸の役を勤

同九年

将軍家より

出納戸

乃役を法とも

同十年十二月廿日大姫君乃法
樂かゝ賀の儀前右兵衛乃督より
式部奥枚彼亭へ入給
長服を後役を法とも

同年十二月法書籍の事とゝ
同十二年仙洞より律令の書を
将軍へ被遣是よりて
杉年作堂信綱命をうけ

なる同十月鶴岡八幡宮建長寺円覚寺
の西堂三人僧法井作法
海禅寺へ
是を号民部卿法下道春
刑部卿法下永嘉に礼を授
式部奥枚国長に郎正成西尾が家の財
正信に書内記定氏号事少
多金澤文庫中書乃律令を
仙洞より献せ

同十六年八月十五日江戸清城同
御の間早速沈つさ富士見の尾の
文庫を守護すと以ても餘燼
くすぶる西尾正信同二歳三書
宗氏と庫内の秘書悉別而
焼し火災をまぬかる
同九月七日御命をもつて父
奥泰の遺跡を継ぐ杉本作左衛門
信綱是をうけしめたまふ

同十八年二月十四日途中にて資宗
御命を蒙り信敏の系譜を撰也
しむ同十一月つ作りて西尾
正信二書宗氏正成と彼席
りをひく事の役所にも

奥通

大郎兵衛 母同
幼少より奥方へ

右浄院殿様
将軍家を取しまつる
寛永廿年伊豆へ
右浄院殿様法へ入てまつる
同年大坂清庫の時父奥泰と
同伴す
元和九年同九年寛永二年
右浄院殿清様御伴
同七年正月ニ右相手方を
正久組へ届ける
同八年より切米を賜
寛永二年清右筆を
同二年ニ切米を
同八年十二月
右浄院殿清様の御屋敷へ伺候
これ有りて
将軍家より長服并ニ黄金を賜

同九年
右法院殿墓所の儀
将軍家御法へ[illegible]まる
同十一年
将軍家御法[illegible]
同十四年御懐子并ニ弟令と
[illegible]

宗通

飯尾[illegible]郎

泰通

源[illegible]

女子

安詮

十二郎　母同

寛長十六年後河忠長
同十九年浪人となる
寛永十六年六月廿九日
死去 歳四十一法名蓮順

尊光
兵九郎 母同
寛永十二年四歳にて

将軍家より法名を賜
の列に入
元和八年三月十四日死去
十九法名日量

具堯
助之丞 具枚養子となる

女子
池東坊弓当母 母同

寛永十二年九月十九日死
歳四十二法名妙寿

女子

梅　母後　神尾六郎兵衛尉　母同
寛永十二年十月十七日七歳ニ
東福門院ニ出仕
元和六年　東福門院御入内の時
伺候

同八年　東福門院中宮　宣下の
時女官の部ニ二位ニ叙ス
肥後と号ス
寛永二年九月二条の城ニ行幸
乃時行幸の列車ニ毎の数ニ
くくりつけ
同年十一月病ニ罹リて、ゝ
まりの法ニ成ル
神尾宮内ニ嫁ス

同七年六月辛丑
二十九 法名妙純見性院と号す

女子
泉

基顕
虎千

女子
海 長谷民部少輔忠康が妻

女子
賢

家の紋 枝菊
具種ハ二引 母具泰ハ九の内
二引 号具枝 三星

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan